

○直轄工事における経常建設共同企業体の運用について

平成9年10月1日港管第2253号、港建第825号
港湾局管理課長、建設課長から各港湾建設局事務次長、技術次長あて

直轄工事における経常建設共同企業体の取扱いについては、「港湾建設局施工直轄工事における共同企業体の取扱いについて」（昭和63年12月27日付け港管第4087号）（以下「通達」という。）により措置しているところであるが、経常建設共同企業体（甲型）に求める同種工事の施工実績等の取扱いについては、当分の間、下記によることとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

記

- 1 経常建設共同企業体（甲型）の構成員に求める同種工事の施工実績について
通達別紙第2、2（3）一の運用にあたっては、以下によること。
 - （1）一般競争について
すべての構成員に、同種工事の施工について元請としての実績を求めること。ただし、構成員のいずれか1社以外については、極めて高度な施工技術を必要とする工事を除き、同種工事の範囲を広げることができること。
 - （2）公募型指名競争について
構成員のいずれかに、同種工事の施工について元請としての実績を求めること。
ただし、高度な施工技術を必要とする工事については、他の構成員にも元請として同種工事の施工実績を求めることができること。この場合、同種工事の範囲を広げることができること。
 - （3）なお、通達別紙第2、2（3）一のただし書の運用を変更するものではないので、念のため申し添える。
- 2 経常建設共同企業体（甲型）の構成員に求める配置予定技術者の同種工事の経験について
配置予定技術者の同種工事の経験については、以下によること。
 - （1）一般競争について
構成員のいずれかに、配置予定の主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）が元請として同種工事の経験を有するものであることを求めること。
ただし、極めて高度な施工技術を必要とする工事については、他の構成員にも、配置予定技術者に元請として同種工事の経験を求めることができること。この場合、同種工事の範囲を広げることができること。
 - （2）公募型指名競争について
構成員のいずれかに、配置予定技術者が元請として同種工事の経験を有するものであることを求めること。
ただし、高度な施工技術を必要とする工事については、他の構成員にも、配置予定技術者

に元請としての同種工事の経験を求めることができること。この場合、同種工事の範囲を広げることができること。

3 その他

1、2いずれについても、共同企業体の構成員としての実績、経験は、出資比率が20%以上の場合について認めるものとする。